

お客様各位

2019年6月
レッドハット株式会社
ファイナンス本部 経理部

－ 改正消費税法に関するお知らせ －

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚くお礼を申し上げます。改正消費税法の取り扱いについて、下記の通りお知らせ申し上げます。ご理解を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

-----<記>-----

2012年8月に成立し、2013年10月に閣議決定された改正消費税法に基づく消費税率変更に関し、2度に渡る延期ののち、2019年10月1日より変更が予定されております。

弊社におきましても2019年10月1日以降に提供するサービスに関し、すでにいただいております8%とは別に、差額の2%相当分をお客様より徴収し納税する義務がございます。

見積書もしくはご注文用紙において上記に即した消費税率が適用・記載されていない場合であっても、2019年10月1日以降に弊社より発行される請求書には10%の税率が適用されますのでご留意下さい。

2019年9月30日以前に弊社より発行された請求書につきましては、先に申し上げた通りサービスの提供が10月1日以降のものに関しては新税率が適用されるため、差額請求の対象となります。

差額の請求書には明細をご用意し、10月1日より順次送付させていただく予定でございます。

以 上

本件に関するお問い合わせ先

レッドハット株式会社
財務経理部
オーダーマネージメント
請求担当
email : om-billing-jp@redhat.com
電話 : 03-5798-8490